都市ガスの供給に係る仕様書

（京都市東部文化会館　ほか５施設）

公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団

第１　総則

１　趣旨

本仕様書は、京都市東部文化会館、京都市呉竹文化センター、京都市西文化会館ウエスティ、京都市北文化会館、京都市右京ふれあい文化会館及び京都市交響楽団練習場に係る都市ガスの供給における契約に基づく仕様書である。

２　用語の定義

この仕様書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号による。

（１）需要施設とは、当該契約における都市ガス供給場所である京都市東部文化会館、京都市呉竹文化センター、京都市西文化会館ウエスティ、京都市北文化会館、京都市右京ふれあい文化会館及び京都市交響楽団練習場をいう。

（２）供給者とは、当該契約における需要施設への都市ガスの供給を行う者をいい、公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団（以下「財団」という。）と都市ガス供給契約を締結するガス小売事業者をいう。

（３）託送者とは、供給者が当該契約の需要施設に都市ガスを供給するための供給者と需要施設の間のガス導管を維持し、供給者から導管により都市ガスを受け入れると同時に、需要施設に対して、導管により都市ガスの供給を行う一般ガス導入事業者をいう。

第２　仕様概要

当該契約における需要施設の概要と供給都市ガスの仕様は、次のとおりとする。

１　需要施設概要

（１）対象施設　　別紙１のとおり

（２）需要場所　　別紙１のとおり

（３）業種及び用途　　別紙１のとおり

２　供給期間

令和９年４月の定例検針日の翌日から令和１０年４月の定例検針日までとする。

３　ガスの概要

（１）ガスの種類　　都市ガス１３Ａ

（２）供給熱量　　４５ＭＪ／㎥

（３）供給圧力　　低圧

４　予定ガス使用量等

（１）小口（最大使用量）

供給期間における１時間当たりのガス使用量の最大値は別紙２のとおりとする。

（２）予定月別使用量

供給期間において、需要場所ごとに使用する各月のガスの予定使用量は、別紙２のとおりとする。

（３）予定年間使用量

供給期間において、需要場所ごとに使用するガスの予定年間使用量は、別紙２のとおりとする。

（４）契約年間引取量：１７７，０３９㎥

契約年間引取量とは、財団が１年間において引き取らなければならないガス使用量をいい、別紙２における予定年間使用量の７０％とする。

５　計量及び検針日

（１）計量

各月のガスの使用に係る計量は、託送者が設置した計量器により、託送者が検針及び算定した数量とする。

（２）検針日

各月の検針日は、託送者が定める託送供給契約及びその他の供給条件等に規定する定例検針日とする。

６　ガス料金の決定

（１）　ガス料金は、託送者が検針及び算定した数量により、１月（前回の検針日から今回の検針日までの期間をいう。）のガス使用量により算定するものとする。

※各月のガス料金＝基本料金＋従量料金（単位料金×各月のガス使用量）

（消費税額及び地方消費税額含む。）

（２）　入札時のガス料金算定にあたり、単位料金については【ＬＮＧ価格：１０６，６６０円／ｔ、ＬＰＧ価格：１１９，７００ 円／ｔ】を用いて算定するものとする。

（３）　ガス料金算定にあたり適用する託送供給料金は、託送者が定める託送供給約款によるものとする。

（４）　ガスの使用に係る料金のほか、帳票発行に係る手数料等その他料金が発生する場合当該料金についても明示の上、入札金額を提示するものとする。

（５）　原料価格の変動に応じて単位料金の調整を行う必要がある場合、供給者が定める供給条件に基づき改訂できるものとする。

７　予定年間使用量の増減

ガス使用量は、財団の都合により予定年間使用量を上回り、又は下回ることができる。ただし、契約最大使用量及び契約最大需要期使用量を超過した場合並びに予定年間引取量に満たない場合は、受注者の大口供給制度供給条件に基づき、精算額を請求することができる。

８　保安及び緊急時の対応

（１）　供給者は、ガス事業法の定めるところにより、ガスの使用に伴う危険発生防止に必要な事項を周知するほか、供給するガスに係る消費機器を調査する義務を負うものとする。

（２）　供給者は、保安体制を整備し、緊急時には託送者と連携して迅速かつ適切に対応すること。

９　ガスの安定供給

供給者は、ガスの安定供給を図らなければならない。ただし、以下の場合、ガスの供給の中止又はガスの使用の制限若しくは中止の申し出ができる。

（１）　ガスの需給逼迫等止むを得ない場合

（２）　ガス供給会社のガス供給設備に故障が生じ、又は生じるおそれがある場合

（３）　ガス供給会社のガス供給設備の修繕、変更その他の工事上やむを得ない場合

（４）　天災地変等の場合

（５）　その他保安上必要がある場合

10　秘密の保持

供給者は、業務上知りえた情報及び事項を他に漏らしてはならない。また、供給期間終了後も同様とする。ただし、財団から事前に承諾を得ている場合はこの限りではない。

11　支払方法

供給者は、代金の算定後すみやかにその代金の請求を毎月行うこととし、財団は、供給者が定める約款の規定に基づきその代金を支払うものとする。

12　その他

本仕様書に定めのない事項については、供給者が定める約款の規定又は料金表等によるものとし、供給者が定める約款の規定又は料金表等に定めのない事項については、財団及び供給者間の協議により定めることとする。

対象施設	需要場所	業種および用途	予定年間使用量（㎥）	供給圧力
京都市東部文化会館	山科区椥辻西浦町１番地の８	貸館（ホール・会議室等）	46,511	低圧
京都市呉竹文化センター	伏見区京町南7丁目３５番地の１	貸館（ホール・会議室等）	51,328	低圧
京都市西文化会館ウエスティ	西京区上桂森下町３１番地の１	貸館（ホール・会議室等）	47,590	低圧
京都市北文化会館	北区小山北上総町４９番地の２	貸館（ホール・会議室等）	58,290	低圧
京都市右京ふれあい文化会館	右京区太秦安井西裏町１１番地の６	貸館（ホール・会議室等）	36,482	低圧
京都市交響楽団練習場	北区出雲路立テ本町８６番１	練習場	12,711	低圧

別紙１

対象施設	供給地点特定番号	契約種別	メーター流量	契約最大使用量（㎥／ｈ）	予定月別使用量（㎥）												小計（㎥）	予定年間使用量（㎥）
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
京都市東部文化会館	00212100065861407	空調	120	120	3,949	309	885	1,956	7,287	5,399	5,387	1,865	2,832	5,213	6,711	4,688	46,481	46,511
	00212200065861405	一般	30	30	2	4	1	2	3	3	2	3	2	2	4	2	30	
京都市呉竹文化センター	00212700067391103	空調	100	100	3,441	221	1,680	2,916	7,942	7,005	7,474	2,039	1,961	5,116	6,770	4,754	51,319	51,328
	00212600067391105	一般	10	10	1	0	1	0	0	1	0	0	1	2	1	2	9	
京都市西文化会館ウエスティ	00212400064509100	空調	100	100	4,123	683	1,174	2,440	6,561	5,562	4,664	2,224	2,737	5,359	6,381	5,670	47,578	47,590
	00212300064509102	一般	16	16	2	1	1	1	1	0	1	0	1	1	2	1	12	
京都市北文化会館	00212100061508200	空調	50	50	2,518	2,288	4,104	5,441	8,720	8,022	6,713	5,383	1,963	3,846	5,507	3,770	58,275	58,290
	00212100061509604	一般	30	30	2	2	1	1	1	0	1	1	1	2	2	1	15	
京都市右京ふれあい文化会館	00212600063888401	空調	30	30	1,578	225	1,620	2,214	6,760	3,994	2,922	916	3,299	3,400	6,188	3,327	36,443	36,482
	00212700063888409	空調	10	10														
	00212900063888405	空調	50	50														
	00212300063888408	一般	4	4	5	2	3	4	3	2	3	3	2	3	5	4	39	
	00212400063888406	一般	10	10														
京都市交響楽団練習場	00212000062220500	空調	30	30	1,869	842	82	940	1,625	908	566	174	540	1,023	1,994	2,144	12,707	12,711
	00212100062220508	一般	6	6	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	4	

別紙2